

医政総発 0119 第 1 号
令和 6 年 1 月 19 日

都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部長 殿

厚生労働省医政局総務課長

令和 6 年能登半島地震の被災に伴う巡回診療の医療法上の取扱いについて

令和 6 年 1 月 1 日の令和 6 年能登半島地震に伴う医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）及び医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）の取扱いについては、「令和 6 年能登半島地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて」（令和 6 年 1 月 5 日付厚生労働省医政局総務課長通知）においてお示ししてきてところです。

上記に加えて、今般都道府県等からのお問い合わせを踏まえ、令和 6 年能登半島地震の被災に伴う巡回診療の医療法上の取扱いについて、下記のとおりまとめましたのでお知らせいたします。

なお、これらの取扱いについては、被災地の医療提供体制を確保するための一時的なものであるので、通常の手続きを行うことが可能となった場合又は通常の手続きを行うことが可能となった場合以後にこれらの取扱いが常態化する場合は、速やかに通常定められた手続きが行われるよう取扱いをお願いいたします。

記

- 1 被災地の医療提供体制を確保するため、巡回診療を行う場合は、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和 37 年 6 月 20 日付け厚生省医務局長通知。以下「巡回診療通知」という。）で定める「医療法の運用上特別の処置を講じてその実施の円滑化をはかることが適当であると考えられる」場合に該当するため、当該通知に沿い、取り扱って差し支えないこと。
- 2 また、巡回診療通知の記第二の二の（一）のウにおいて規定する「実施計画」は、適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないこと。
- 3 さらに、「巡回診療に係る取扱いについて」（令和 5 年 3 月 29 日付け厚生労働省医政局総務課長通知）においてお示ししているとおり、巡回診療通知

の記第一の二で示されている回数・日数を踏まえつつ、巡回診療通知に記載の回数・日数を超える回数・日数での運用については、医療提供の機会を確保する必要性が高い状況にある場合に、一定の期間の措置として、認めることとして差し支えないこと。